

2013年12月19日

文部科学大臣 下村 博文 様

全日本教職員組合（全教）
中央執行委員長 北村 佳久
日本高等学校教職員組合
中央執行委員長 加門 憲文

2014年度高等学校等就学支援金の支給にかかわる要請書

日頃より、子どもたちの健やかな成長と発達を保障する教育の実現に向けてのご尽力に敬意を表します。

11月27日、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案」（以下、高校無償化廃止法案）が参議院本会議で可決強行されました。このことにより、2014年度から高校は「原則無償」から「原則有償」に大きく変えられることとなります。「社会全体で子どもたちの学びを支える」という理念を投げ捨て、昨年留保撤回したばかりの国際人権規約社会権規約13条の「権利としての教育」を保障する立場から大きく後退するものです。私たちは、満身の怒りを込めて抗議の意思を表明するものです。

国会審議において、文科省は「高校無償化廃止法案」によって2014年度から始まる新しい制度の詳細を明らかにしていません。今後、都道府県教育委員会において詳細な制度運用が決められるものと考えられますが、教育委員会ならびに学校現場で混乱が生じることがないように十分な周知と措置が必要です。とくに、所得制限でつくった財源で「低所得者世帯への支援」や「公私間格差の是正」、「奨学のための給付金の創設」をおこなうとしながら、財務省が「確約できない」と回答している点は重大な問題であり、2014年度政府予算案編成の中で確実に措置されることが求められています。

全教は、憲法が定める「教育の機会均等」と国際人権規約社会権規約13条の「権利としての教育」を保障するため、2014年度政府予算案編成における教育予算の大幅増を求めます。教育費の無償化や父母負担軽減、教育条件の改善と併せて、下記要請項目の実現に貴職のご尽力とご協力を心からお願いする次第です。

記

1、「高等学校等就学支援金」の新たな制度設計に向けて

- (1) 都道府県が独自措置で公立高校授業料不徴収の継続を決めた場合はその判断を尊重すること。
- (2) 授業料徴収システムを廃止した地方公共団体が、再度授業料徴収に係る条例改正や各種システム整備をおこなう場合は、必要な人的措置などをおこなうこと。
- (3) 国の責任で制度の詳細を現在の中学3年生すべてに周知徹底すること。
- (4) 所得証明の提出について
 - ①支給対象であるにもかかわらず、家庭の事情等により申請がない場合や所得証明が提出されない場合にも、「校長意見でも支給可とする」など弾力的な運用を認めること。
 - ②提出書類等で家庭の経済状況を知る生徒に心理的な影響が生じないよう、個人情報取り扱いを厳重にすること。
- (5) 「学び直しへの支援」については、標準修業年限を超えるすべての生徒に対して卒業まで高等学校等就学支援金を支給すること。
- (6) 都道府県の授業料設定額を国の責任で支給すること。

2、国庫補助事業となっている「奨学のための給付金」や「家計急変への対応」などを全額国庫負担とすること。

3、制度変更による教職員の新たな負担が生じることのないよう十分な措置をとること。

以上